

令和7年度(繰越)

07-MA03-Y4

砂防メンテナンス事業

砂防えん堤改築修正設計業務委託

特記仕様書

秋田県山本地域振興局建設部

令和8年9月

1. 共通仕様書の適用

本業務の施行にあたっては、「設計業務等共通仕様書（令和7年10月以降適用）秋田県」に基づき実施しなければならない。

2. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記仕様事項は次のとおりとする。

第 1 章 総 則

第1条 業務目的

本業務は、過年度に実施した砂防えん堤改築詳細設計について、流木補足の検討及び、最新の技術指針・マニュアル等に則ったえん堤の修正設計を行う。

第 2 条 業務場所

場 所： 秋田県山本郡藤里町藤琴字寺屋布 地内

第3条 既設えん堤諸元

1. 高 さ： H=10.0m
2. 延 長： L=54.5m
3. 天 端 幅： W= 2.0m
4. 形 式： 不透過型

第4条 打合せ等

本業務の打ち合わせは、業務着手時、中間時5回及び業務完了時の計7回とする。
なお、着手時および納入時の打合せには、管理技術者が立ち会うものとする。

第5条 業務計画書

第1回打合せ後、速やかに提出するものとする。

第6条 貸与資料

本業務に関連する図書、図面及びその他関係資料のうち、発注者が所有するものについては、調査職員と協議のうえ貸与するものとする。

令和3年度 03-LA03-Y1 砂防えん堤改築詳細設計業務委託

第2章 業 務 内 容

第7条 砂防えん堤改築詳細設計

1. 設計計画

業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

2. 現地調査

貸与資料等をもとに現地調査を行い、えん堤改築修正設計において必要となる施工条件等の現地状況を把握し、整理するものとする。

3. 施設改築設計（修正）

過年度に決定した改築工法に基づいて細部構造を決定し、設計図面の修正を行うものとする。

対象範囲： 本えん堤工

4. 施工計画及び仮設構造物設計（修正）

1) 施工計画

工事の特徴や現地の制約条件等を把握し、施工方法や施工順序を考慮し、工事用道路やコンクリート打設計画等の概略施工計画を修正するものとする。

なお、施工計画書には設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。

2) 仮設構造物設計

工事の特徴や施工計画を踏まえ、工事施工に必要な水替え計画や工事用道路などの仮設物について概略設計の修正を行うものとする。

5. 数量計算（修正）

「3. 施設設計（修正）」等で作成した設計図面等に基づき各工種毎の数量計算を行い、数量算出要領に基づいた数量計算書に修正するものとする。

6. 照 査

照査技術者は、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に報告書を提出するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、実施方針、現地状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 設計条件及び現地条件等、基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 詳細設計に必要な詳細細部条件の設計方針・設計手法及び一般図について、その妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果品について、正確性、適切性及び整合性の確認をする。

7. 総合検討

改築設計について、総合的な検討を行うものとする。

8. 報告書作成

設計成果をとりまとめ、報告書を作成するものとする。

第 8 条 流木対策工予備設計

1. 施設設計検討

過年度に実施した基本事項検討に基づき、計画地点の地形、地質、施工性、経済性、維持管理の難易、環境ならびに設置位置（独立に設置、本堰堤又は副堰堤に設置）を考慮して構造、材料、高さ等を変えた配置案を 3 案立案し、設計計算を行い施設設計を行うものとする。

- 1) 施設設計の範囲
- 2) 基本図面作成
- 3) 数量算出

2. 概算工事費算出

比較案それぞれに対し、概算工事費を算定するものとする。

3. 最適案の選定

比較 3 案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、調査職員と協議のうえ最適案を選定するものとする。

第9条 流木対策工詳細設計

1. 基本事項決定

流木対策工の計画条件を確認し、以下の検討を行い、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。

- 1) 地質条件
- 2) 設計条件

2. 施設設計

設計図書に示す設計条件及び決定した基本事項に基づき詳細設計を行うものとする。

- 1) 設計計算
- 2) 設計図作成

3. 数量計算

数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

4. 照 査

照査技術者は、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に報告書を提出するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、実施方針、現地状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 設計条件及び現地条件等、基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 詳細設計に必要な詳細細部条件の設計方針・設計手法及び一般図について、その妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果品について、正確性、適切性及び整合性の確認をする。

5. 総合検討

流木施設設計について、総合的な検討を行うものとする。

第3章 成 果 品

第10条 成果の提出

成果品は「秋田県電子納品運用ガイドライン等の運用」に基づき、以下のとおり提出すること。

電子データ(書き込みが一度しかできないCD-R等)： 正副 2部

報告書： 1部

〃 (概要版)： 1部

図面(A3サイズ)： 1部

第11条 電子納品検査

検査にあたり必要な機器類は発注者が準備し、機器操作は請負者が行うことを原則とする。

第4章 そ の 他

第12条 情報共有システム

本業務は情報共有システム(ASP)を原則利用とする。利用が適さないと判断した場合は協議による。

第13条 土地の立ち入り等

民有地に立ち入る際は、事前に所有者の承諾を得ること。

第14条 その他

1. 設計図書及び特記仕様書に記載のない事項、または現場条件に変更が生じた場合は調査職員と協議すること。

2. 位置座標

【沼田沢川】 40.317023353829526, 140.28695099908364

令和7年度(繰越)

07-MA03-Y4

砂防メンテナンス事業

砂防えん堤改築修正設計業務委託

現 場 説 明 書

[条 件 明 示 書]

秋田県山本地域振興局建設部

令和8年9月

現場説明書（条件明示）

業務の実施にあたっては、「設計業務等共通仕様書（令和7年10月以降適用）秋田県」及びその他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について条件とします。

第 1 編 共通編

第 1 章 基準等

第 1 節 参考図書

設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。

第 2 節 積算基準

業務委託費の積算は、以下の積算基準に基づき実施しています。

- ・設計業務等標準積算基準書（令和7年10月以降適用）秋田県
- ・設計業務等標準積算基準書〔参考資料〕（令和7年10月以降適用）秋田県

第 2 編 現場説明事項

第 1 章 条件明示

第 1 節 積算条件

1. 砂防えん堤改築詳細設計

砂防えん堤改築詳細設計の内、次の項目は見積歩掛内訳表により積算しています。

- 1) 施設改築設計
- 2) 施工計画・仮設構造物設計
- 3) 数量計算

2. 打合せ

本業務の打合せは、設計業務等標準積算基準書 第3編 第2章 第1節により必要回数を計上しています。

3. 旅費交通費

本業務の旅費交通費は「土木設計業務」として、積算基準書に記載の率を直接人件費へそれぞれ乗じて計上しています。

4. 電子成果品費

本業務の電子成果品作成費は「概略設計、予備設計又は詳細設計」として、積算基準書に記載の率を直接人件費へそれぞれ乗じて計上しています。

第2節 その他

1. 設計図書及び特記仕様書等に記載のない事項、新たに検討等が必要となる事項及び現場条件に変更が生じた場合については、発注者及び受注者との協議により決定し、必要と認められる場合は設計変更の対象とする。